

税の申告について

2月16日(火)～3月15日(火)まで

(詳しくは市ホームページ、国税庁ホームページをご覧ください)

確定申告書がご自宅で作成・印刷できます。

郵送でも提出できます

申告相談会場は、毎年、大変混雑します。国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した申告書を印刷して、郵送で提出できます(送料は自己負担)。または、電子申告「e-Tax」をご利用ください。

問合(郵送)先 市・県民税の申告に関すること / 〒350-2292 (住所不要) 税務課市民税担当
 所得税などの確定申告に関すること / 〒350-8666 (川越市並木452-2) 川越税務署

申告会場・日時をお知らせします

※お待ち頂く時間の短縮を図るため、申告受付会場では、申告書に必要な源泉徴収票(原本)、印鑑等必要な書類が整っている方から受け付けます。また、医療費控除にかかる領収書及び「医療費の明細書」が作成されていない場合は、受付出来ません。

場所	受付期間	受付時間	
鶴ヶ島市役所での申告相談会 (1階ロビー受付会場)	2月16日(火)～3月15日(火) ※日曜日の受付は行っていません。	【平日】9時～11時 13時～16時 【土曜日】9時～12時	市・県民税申告、所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付を行います。 ※青色申告・消費税、相続税、贈与税の申告・分離所得の申告・国外に扶養者のいる方の申告・住宅特定改修等に伴う住宅借入金特別控除などについては受けられません。 ※今回の申告から、住宅借入金等特別控除に係る初年度の申告、収支内訳書が記入されていない申告は受けられません。税務署で申告してください。

場所	受付日	受付時間	
北市民センター	2月3日(水)	9時30分～11時30分 13時～16時	対象となる申告は鶴ヶ島市役所での受付と同様です。 ※駐車場が狭いため、つるバス・つるワゴンなどをご利用ください。
南市民センター	2月4日(木)		
富士見市民センター	2月5日(金)		
大橋市民センター	2月8日(月)		
西市民センター	2月9日(火)		

場所	受付期間	受付時間	
川越税務署での確定申告相談会(確定申告全般の受付。なお、所得税及び復興特別所得税の還付申告については随時受付。) ※東上パールビル申告相談会場は、開設しません。	2月16日(火)～3月15日(火) ※平日のみ受付。ただし、2月21日(日)、28日(日)は相談・受付を行います。	9時～17時 (※混雑時は早めに締め切ることがあります。8時30分～受付)	申告に関するお問い合わせは、申告案内窓口へお尋ねください。(川越税務署 ☎049・235・9411にダイヤル後、自動音声案内に従い「0」を選択してください) ※駐車場が狭いため、お車での来場はご遠慮ください。

お知らせ

公的年金に係る雑所得を有する方で、その年中の公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、その年分の所得税及び復興特別所得税について確定申告書の提出は必要ありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等がある場合については、確定申告書を提出する必要があります。

※この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
 ※公的年金以外の所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても市・県民税の申告が必要です。

市・県民税申告、所得税 及び復興特別所得税確定申告に 必要なものの共通事項

必要なもの

- ①印鑑(スタンプ印を除く)
- ②所得の計算に必要な書類
 - 給与・年金所得者／源泉徴収票(原本)、給与明細書または事業主の支払い証明書など
 - その他の所得者／帳簿書類など(収入金額と必要

- 経費の分かる書類など)
- ③本人名義の預貯金口座番号の分かるもの(預貯金通帳・キャッシュカードなど)
- ④源泉徴収票に記載されている住所・氏名が異なる場合は住民票の写し
- ⑤各種の所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書など(生命保険料・地震保険料の支払証明書、社会保険料(※)・医療費の領収書)
- ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料については、市役所から郵送した「社会保険料控除明細書(確定申告用)」で対応できます。

市・県民税の申告

市・県民税申告が必要な方

平成28年1月1日現在、鶴ヶ島市内に住んでいて、平成27年1月1日から12月31日までの1年間で次のいずれかに該当する方。

- ①営業、農業、不動産などの所得があった方
- ②給与所得者で次に該当する方
 - ・勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方
 - ・給与所得・公的年金に係る雑所得以外に所得がある方
 - ・昨年中に退職した方

- ③所得控除の申告が必要な方
- ④国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している所得のない方
- ⑤そのほか一人世帯で所得のない方
- ⑥公的年金などの収入が400万円以下で所得税及び復興特別所得税申告不要制度に該当した方のうち、市・県民税申告が必要な方の①～⑤に該当する方
- ※原則、前年に市・県民税の申告をした方には1月中旬に申告用紙を郵送しますが、税務課に用意してある申告用紙で申告できます。
- ※申告がない場合には、金融機関からの借り入れや就学援助制度などに使用する証明書の発行はできません。

市役所に提出できる所得税及び復興特別所得税の申告

市役所では、次の1～4の所得税及び復興特別所得税の申告ができます。

1 住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用し、平成26年以前に自己の住宅を新築・購入・増改築をした方で、住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降の方(※1年目の方は、対象外です。)

必要なもの

- ①(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書
- ②金融機関等から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(原本)

2 医療費控除

本人や生計を一にする家族のために1年間(平成27年1月1日～12月31日)に支払った医療費から、生命保険給付金および健康保険組合などからの補てん金を引いた額が、10万円(所得金額が200万円未満の場合は所得金額の5%)を超える方。

必要なもの

- ①上記の「市・県民税申告、所得税及び復興特別所得税確定申告の共通事項」のうち必要なもの
- ②平成27年中に支払った医療費の領収書及びその一覧表(人、病院別にまとめて集計)
- ③生命保険会社などから支払われた入院(通院)給付

金、健康保険組合・共済組合などから補てんされた医療費や出産費などの給付金額の分かるもの

3 寄附金控除

平成27年中に、合計2000円を超える金額を国や地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社、認定NPO法人などに寄附をした方、政治活動に対する寄附をした方。

必要なもの

- ①上記の「市・県民税申告、所得税及び復興特別所得税確定申告の共通事項」のうち必要なもの
- ②平成27年中に支払った寄附金の領収書や受領書
- ③寄附金控除の適格団体であることの証明書または認定証の写し(領収書、受領書と一体の場合が多いです)。政治活動に対する寄附金控除については、総務大臣または都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」が必要です。

4 年の途中で退職し、年末調整をしていない方

※該当する場合でも源泉徴収税額がない場合などは、還付申告の対象にはなりません。

必要なもの

- ①上記の「市・県民税申告、所得税及び復興特別所得税確定申告の共通事項」のうち必要なもの
- ②平成27年中に支払った社会保険料の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書など

要介護等認定を受けている方が確定申告で使用する諸証明を発行します

問合先 高齢者福祉課介護保険担当

確定申告の控除で、障害者控除対象者認定書、おむつ代の医療費控除確認書が必要な方は、高齢者福祉課で申請してください。また、介護保険サービスを利用している場合、一部のサービス(条件付のもの有)では、医療費控除の対象となりますので、川越税務署へお問い合わせください。

障害者控除対象者認定書

介護保険の要介護1から5の認定を受けている65歳以上の方で要件に該当する場合に認定書を発行します。

おむつ代の医療費控除確認書

おむつ代の医療費控除を受ける場合は、おむつ代の領収書と医師の証明書が必要ですが、2年目以降の場合には、要件に該当する方に、確認書を発行します。

税理士会無料相談

問合先 関東信越税理士会川越支部事務局(☎049・246・6188)

川越税務署管内の関東信越税理士会川越支部の税理士が無料で次の相談業務を行っていますので、ご利用ください。

	場 所	日 時	
還付申告無料相談	最寄りの税理士事務所、または関東信越税理士会川越支部事務局	2月1日(月)～15日(月) 9時～16時 ※土・日曜日、祝日は相談を行っていません。	対象 ①年金受給者 ②医療費控除を受ける方 ③平成27年中に中途退職した方(ただし給与・年金収入が600万円以下の方に限ります)
税理士会無料税務相談	ウエスタ川越2階活動室3(川越市新宿1-17-17)	2月6日(土) 10時～15時30分	※税理士が関与している場合を除きます。
無料税務相談所(常設)	関東信越税理士会川越支部事務局	毎週金曜日 9時～15時 ※祝日は相談を行っていません。	ご利用の際は事前に電話予約をお願いします。 ※確定申告時期は増設しています。

還付金詐欺に注意！

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

市役所や税務署などの職員を騙り、「医療費の還付金の手続きをする」「税金の還付金がある」などと言って、スーパーやコンビニなどのATMに誘導し、お金を振り込ませようとする「還付金詐欺」が多発しています。

医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。

このような不審な電話があったら、すぐに西入間警察署(☎049-284-0110)に相談してください。



国民年金保険料の納付は便利な口座振替で

問合先 保険年金課国民年金担当

国民年金保険料の納付は便利で安心、確実な口座振替をご利用ください。国民年金保険料の口座振替には、当月分保険料を翌月末に引き落とす「毎月納付」、当月分保険料を当月末に引き落とす「早割」、2年分・1年分・半年分の保険料をまとめて引き落とす「2年前納」「1年前納」「6か月前納」があります。毎月納付以外の方法は、保険料が割引になりお得です。

なお、2年前納、1年前納、6か月前納(4月～9月分)の手続きは2月末日が期限となっていますので、早めに手続きをしてください。

場所 口座振替を希望する金融機関または川越年金事務所

持ち物 手続きには、年金手帳または納付書、通帳、金融機関の届出印が必要となります。